

2025 年度版

おくやみ ハンドブック

ご遺族の皆様へ

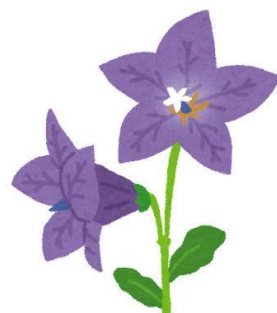
ご家族・ご親族のご逝去に対し、謹んでお悔やみ申し上げます。

五條市では、ご遺族の方が届出等を行わなければならない市役所関係の書類や一般的な書類について、ハンドブックを作成しました。

このハンドブックが、少しでもご遺族の皆様のお役に立てば幸いです。



五 條 市



もくじ

市役所担当窓口	1
市役所本庁舎フロア案内図	2
よくあるご質問 [Q&A]	3
死亡に伴う各種チェックリスト	7
死亡に伴う各種手続について	12
① 住民登録に関する手続.....	13
② 税金に関する手続.....	14
③ 年金に関する手続.....	16
④ 医療保険に関する手続.....	20
⑤ 子どもに関する手続.....	21
⑥ 介護保険・高齢者サービスに関する手続.....	23
⑦ 社会福祉に関する手続.....	24
⑧ 市営住宅に関する手続.....	26
⑨ 上下水道に関する手続.....	27
⑩ その他の手続.....	28
付録	30
郵便での戸籍証明書等の取り寄せ方法について【様式・記入例】	31
委任状【様式・記入例】	34
誓約書【様式・記入例】	36
犬の登録事項変更届【様式】	38
相続人確認表（3親等内の親族）	40

市役所担当窓口

○五條市役所 本庁舎

- ・所在地：〒637-8501 五條市岡口1丁目3番1号
- ・電話番号：0747-22-4001(代表番号) ・FAX番号：0747-25-0629

	窓口	担当課	備考
1階	①番	収納課	FAX番号：0747-22-4011
	②番	税務課	FAX番号：0747-22-4011
	③番	保険年金課	FAX番号：0747-23-5290
	④番	市民課	FAX番号：0747-22-1885
	⑤番	児童福祉課	FAX番号：0747-22-4039
	⑥番	介護福祉課	
	⑧番	社会福祉課	
	⑩番	農業委員会事務局	
2階	③番	土木管理課	
	④番	建築住宅課	
	⑥番	下水道課	FAX番号：0747-22-4626
	⑧番	農林政策課	
	⑨番	環境政策課	FAX番号：0747-22-8210
	⑬番	秘書広報課	
3階	③番	子ども未来課	FAX番号：0747-24-5631
	④番	学校教育課	FAX番号：0747-24-5631
	⑥番	議会事務局	

○五條市役所 西吉野支所

- ・所在地：〒637-0230 五條市西吉野町城戸1 2 2番地の1
- ・電話番号：0747-33-0301 ・FAX番号：0747-33-0310

○五條市役所 大塔支所

- ・所在地：〒637-0408 五條市大塔町辻堂4 1番地
- ・電話番号：0747-36-0311 ・FAX番号：0747-36-0447

○エコ・リレーセンターごじょう

- ・所在地：〒637-0016 五條市近内町1 1 0 4番地の4
- ・電話番号：0747-24-4111 ・FAX番号：0747-24-4113

○奈良県広域水道企業団 五條事務所 (旧 五條市水道局)

- ・所在地：〒637-0041 五條市本町3丁目1番13号
- ・電話番号：0747-22-4001 ・FAX番号：0747-22-4018

よくあるご質問 [Q&A]

Q1

死亡の記載のある戸籍謄本(全部事項証明書)が必要ですが、すぐに取得することができますか？

A1

死亡届を亡くなった方の本籍地である市区町村に出した場合、戸籍に内容が記載され、証明書を発行できるようになるまでに10日から2週間程度かかります。本籍地以外の市区町村に出した場合、さらに日数がかかることがあります。

また、令和6年3月1日から本籍地以外の市区町村でも戸籍謄本等の証明書を取得できるようになりました。詳細については、P.12「おくやみ手続に共通する事項等について」をご覧ください。

(市民課 戸籍住民係)

Q2

亡くなった方の死亡届を住所登録地以外の市区町村に提出した場合、死亡に関する手続はすぐにできますか？

A2

死亡届を出した市区町村から住所登録地の市区町村に通知があり、その後に住民登録内容を変更するため、住民票等に死亡が反映されるまでに数日かかります。内容が反映しているか確認されたい場合は、市民課にお問い合わせください。

(市民課 戸籍住民係)

Q3

戸籍謄本(全部事項証明書)または戸籍抄本(個人事項証明書)等は誰でも取得できますか？

A3

亡くなった方の戸籍謄本等を請求できるのは、同戸籍にいる方(配偶者など)、直系親族(亡くなった方の父母・祖父母・子・孫など)、相続人の方です。それ以外の方が請求される場合には委任状が必要となります。

本籍地以外の市区町村で請求する場合は、同戸籍にいる方、直系親族に限られますのでご注意ください。詳しくは市のホームページでご確認いただくか、市民課にお問い合わせください。



◀ 本籍地以外で戸籍謄本等を取得することについて
(五條市ホームページ)

(市民課 戸籍住民係)

Q4 亡くなったことが記載された住民票(除票)はどのように取得しますか？

市民課の窓口または郵送で受け付けています。亡くなられたことが記載された住民票は、死亡届を受理した日(五條市以外に届出をされた場合は、五條市に通知が届いた日)から数日中に発行できるようになります。

住民票(除票)を請求できるのは、原則相続人の方です。

A4 そのほか、自己の権利を行使し、または自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある方、国または地方公共団体の機関に提出する必要がある方等も請求することができますが、その請求する権利があることを示す資料等が必要となります。

(市民課 戸籍住民係)

Q5 出生から死亡までの戸籍が必要と言われましたが、なぜ出生からの戸籍が必要なのですか？またどのように取得すればよいですか？

相続人の範囲を確定するために、被相続人(故人)の出生から死亡までの一続きの戸籍が必要となる場合があります(代襲相続の場合や、兄弟姉妹が相続人となる場合、別の戸籍も必要になります)。

取得方法については、死亡の記載がある戸籍謄本または除籍謄本を取得していただくと、従前の本籍地、筆頭者が記載されています。その戸籍をもとに出生の記載がある戸籍までさかのぼり、戸籍を順に取得していきます。

A5 同戸籍者及び直系親族以外の方が、相続のために戸籍謄本等を請求する場合は、本籍地の市区町村に請求いただく必要があります。ご遠方などで窓口での取得が難しい場合は、郵送でも取得が可能です。郵送請求の方法については、P.31～33をご参照ください。他市区町村の請求方法の詳細については、当該市区町村窓口にお問い合わせください。

(市民課 戸籍住民係)

Q6 亡くなった人のマイナンバーが分からない場合どうしたらよいですか？

亡くなられた方のマイナンバーカードや通知カードをお持ちでない場合、その人のマイナンバーを知ることはできません。金融機関や民間保険などの各種手続きに必要な場合がありますが、亡くなられた方のマイナンバーを提供することはできないため、マイナンバーを記載しなくても手続きができるか提出先にお問い合わせください。

(市民課 戸籍住民係)

Q7 国民健康保険の加入者が亡くなったときの葬祭費は？

A7

亡くなられた方の葬祭を行った人(喪主)に葬祭費(3万円)が支給されます。ただし、社会保険被保険者「本人」の退職後3か月以内に亡くなられた場合は在職時の保険者に葬祭費を請求してください。

(保険年金課 保険係)

Q8 亡くなった場合、介護保険料はどうなりますか？

A8

亡くなられた場合、介護保険料は、資格喪失日(死亡日の翌日)の前月までを月割りで算定します。その際、納め過ぎとなった分は後日還付いたします。また、不足する場合は、相続人に不足分を納付していただくことになります。なお、特別徴収(年金から天引き)で介護保険料を納付していた場合は、年金保険者(日本年金機構・共済組合等)に対し、速やかに死亡の届出を行ってください。

住所地特例制度対象者は、お持ちの介護保険被保険者証に記載されている市町村で手続を行ってください。

(介護福祉課 介護保険係)

Q9 要介護認定申請をしていたけど、取下げは必要ですか？

A9

要介護(要支援)認定申請中の方が亡くなられた場合は、担当のケアマネージャー、及び介護福祉課へご連絡ください。

(介護福祉課 介護保険係)

Q10

高額介護(予防)サービス費の支給を受けていましたが、亡くなった場合はどうなりますか？

A10

ご本人が亡くなられた場合、その相続人代表者による申請が可能です。

(介護福祉課 介護保険係)

Q11 亡くなった人にも住民税は課税されますか？

A11

住民税は1月1日現在、市内にお住まいの方に課税されますので、1月2日以降に亡くなられた場合であっても、前年中に所得があれば課税されます。その場合、財産の相続人へ納税義務が引き継がれます。亡くなられた方が申告の必要な人であれば、ご遺族が申告をお願いします。なお、亡くなられた方に代わり納税通知書等の文書を受領する方を決める「相続人代表者指定届」のご提出をお願いします。

(税務課 市民税係)

Q12 納税義務者が亡くなった場合の固定資産税はどうなりますか？

A12

土地・家屋の所有者が亡くなられた場合、お早めに法務局で相続登記の手続きをしていただくことをお勧めします。この相続登記を、所有者が亡くなられた年内に済まされますと、翌年度からは新しい所有者に課税されます。また、相続登記が完了するまでの間、亡くなられた方に代わり納税通知書等を受領する方を決める「相続人代表者指定届」のご提出をお願いします。(相続する資産の所有権を決定するものではありません。)

(税務課 固定資産税係)

Q13 児童手当の受給者が亡くなった場合の児童手当はどうなりますか？

A13

児童手当の受給者が亡くなられた場合は、亡くなられた日をもって児童手当の受給資格が消滅します。配偶者など、亡くなられた方に代わって児童を監護する人が児童手当を受給するためには、認定請求書の提出が必要となります。

(児童福祉課 児童福祉係)

Q14 図書館を利用していた人が亡くなった場合は？

A14

亡くなられた方の図書館利用カードは、市図書館にお持ちいただくか、ご連絡ください。また、図書館から借りられた資料等がありましたら返却をお願いします。

(五條市立図書館 0747-22-4133)

死亡に伴う各種届チェックリスト (該当事項については詳細ページをご覧ください)

※よくあるご質問 [Q&A] (P. 3～P. 6) も参考にしてください

※問い合わせ先に◎が付いている事項については、西吉野支所・大塔支所の窓口でもお手続きが可能です。

区分	☑	該当事項	主な手続	問い合わせ先	詳細ページ
① 住民登録	<input type="checkbox"/>	世帯主の変更が必要な方	世帯主の変更	市民課 戸籍住民係◎	P.13
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をされていた方	印鑑登録証の返還または破棄		P.13
	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード・住民基本台帳をお持ちだった方	マイナンバーカード・住民基本台帳カードの返却		P.13
② 税金	<input type="checkbox"/>	土地・家屋を所有されていた方	相続人代表者の指定	税務課 固定資産税係◎	P.14
	<input type="checkbox"/>	土地・家屋の共有代表者をして いた方	共有代表者の変更		P.14
	<input type="checkbox"/>	未登記家屋を所有されていた 方	未登記家屋の名義変更		P.14
	<input type="checkbox"/>	納税していた方	口座振替の変更または廃止な ど	収納課◎	P.15
	<input type="checkbox"/>	市・県民税が課税されていた 方	相続人代表者の指定	税務課 市民税係◎	P.15
	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車・小型特殊自 動車を所有されていた方	名義変更または廃車の手続		P.15
	<input type="checkbox"/>	二輪車(126cc 以上)を所有 していた方	名義変更または廃車の手続	近畿運輸局 奈良運輸支局 TEL:050-5540-2063	—
<input type="checkbox"/>	普通自動車を所有していた方	軽自動車検査協会 奈良事務所 TEL : 050-3816-1845		—	
③ 年金	<input type="checkbox"/>	国民年金を受給していた方	未支給年金の請求など	保険年金課 年金係◎	P.16
	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入していた方	遺族基礎年金・死亡一時金・寡 婦年金の請求など		P.16
	<input type="checkbox"/>	厚生年金に加入または受給し ていた方	遺族厚生年金・未支給年金の 請求など	日本年金機構 大和高田年金事務所 TEL : 0745-22-3531	P.18

区分	☑	該当事項	主な手続	問い合わせ先	詳細ページ
③ 年 金	<input type="checkbox"/>	厚生年金または共済年金に加入していた配偶者の死亡により扶養から外れた方	国民年金加入手続	保険年金課 年金係◎ 日本年金機構 大和高田年金事務所 TEL：0745-22-3531	P.18
	<input type="checkbox"/>	共済年金に加入または受給していた方	加入していた共済組合にお問い合わせください。	各共済組合	P.18
	<input type="checkbox"/>	農業者年金に加入または受給していた方	農協にお問い合わせください。	奈良県農協各支店	P.19
	<input type="checkbox"/>	市議会議員共済会の退職年金または遺族年金を受給していた方	遺族年金請求または受給権消滅届 未支給年金の請求	五條市議会事務局	P.19
	<input type="checkbox"/>	平成23年5月までの議員在職期間が合計12年以上で、市議会議員共済会の年金を受給していない方	遺族年金請求		P.19
	<input type="checkbox"/>	企業年金を受給していた方	※各企業年金連合会(年金相談室)にお問い合わせください。	企業年金連合会 (コールセンター) TEL：0570-02-2666	—
<input type="checkbox"/>	国民年金基金を受給していた方	※全国国民年金基金にお問い合わせください。	全国国民年金基金 TEL：0120-65-4192	—	
④ 医 療 保 険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた方または世帯内に加入者がいた世帯主の方	保険証・資格確認書等・各種認定証の返却 葬祭費支給申請 保険税の相続人代表届の提出	保険年金課 保険係◎	P.20
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に加入していた方	保険証・資格確認書等・各種認定証の返却 葬祭費支給申請 保険料の相続人代表届の提出 高額療養費等の振込口座の変更	保険年金課 福祉医療係◎	P.20
⑤ 子 ど も	<input type="checkbox"/>	児童手当の受給者または対象児童の方	死亡届兼未支払手当請求 新規認定請求 資格喪失届または減額改定	児童福祉課◎	P.21
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給者または対象児童の方	未支払手当請求 新規認定請求 資格喪失届または減額改定		P.21

区分	☑	該当事項	主な手続	問い合わせ先	詳細ページ
⑤ 子ども	<input type="checkbox"/>	子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成の対象の子どもまたは保護者の方	受給資格証の返還 世帯員、振込口座の変更	保険年金課 福祉医療係	P.21
	<input type="checkbox"/>	認定こども園・保育所の在園児またはその保護者の方	支給認定変更申請	子ども未来課	P.22
	<input type="checkbox"/>	学童保育所を利用していた児童またはその保護者の方	保護者の変更 引き落とし口座の変更 退所届		P.22
	<input type="checkbox"/>	小・中学校の児童・生徒の保護者の方	保護者変更届など	学校教育課 学校教育係	P.22
	<input type="checkbox"/>	就学援助を受けていた方	※学校にご連絡ください。		P.22
⑥ 介護保険・高齢福祉サービス	<input type="checkbox"/>	65歳以上の方または介護認定を受けていた方	介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証の返却または破棄 相続人代表届 介護認定申請取下げなど	介護福祉課 介護保険係◎	P.23
	<input type="checkbox"/>	緊急通報装置の貸与があった方	装置の返却	介護福祉課 長寿係	P.23
	<input type="checkbox"/>	紙おむつ等の給付、食の自立支援(配食サービス)、見守りあんしんシールを利用されていた方	利用廃止の手続		P.23
	<input type="checkbox"/>	ふれあい収集を利用していた方	利用廃止の手続 ※障害者手帳をお持ちの方は、社会福祉課でもお手続が必要です。		P.23
⑦ 社会福祉	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を持っていた方	死亡届	社会福祉課 福祉係◎	P.24
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証(精神通院)、更生医療受給者証、育成医療受給者証を持っていた方	受給者証の返還		P.24

区分	☑	該当事項	主な手続	問い合わせ先	詳細ページ
⑦ 社会福祉	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当、障害児福祉手当を受給していた方	資格喪失届・相続人代表者届の提出	社会福祉課 福祉係◎	P.24
	<input type="checkbox"/>	障害福祉サービスなどの受給者証をお持ちだった方	受給者証の返還		P.24
	<input type="checkbox"/>	五條市福祉タクシー利用券をお持ちだった方	資格喪失届の提出		P.25
	<input type="checkbox"/>	精神障害者医療費助成を受給していた方	受給者証の返還・振込口座の変更		P.25
	<input type="checkbox"/>	心身障害者医療費助成を受給していた方	受給者証の返還・振込口座の変更	保険年金課 福祉医療係◎	P.25
	<input type="checkbox"/>	重度心身障害老人等医療費助成を受給していた方	振込口座の変更		P.25
	<input type="checkbox"/>	心身障害者扶養共済制度に加入していた方	年金給付請求・弔慰金請求	奈良県障害福祉課 TEL：0742-27-8514	—
	<input type="checkbox"/>	奈良県おもいやり駐車場利用証を持っていた方	利用証の返還	奈良県地域福祉課 TEL:0742-27-8503	—
	<input type="checkbox"/>	NHK受信料の免除を受けていた方	名義変更・解約	NHK受信料の窓口 (解約)0120-151-515 (受信料)0570-077-077	—
	<input type="checkbox"/>	有料道路障害者割引を受けていた方（ETC利用者）	障害者割引の登録削除依頼	有料道路ETC割引 登録係 TEL:045-477-1233	—
⑧ 市営住宅	<input type="checkbox"/>	市営住宅を利用していた方	承継承認申請 明渡届 同居者異動届	建築住宅課 住宅係	P.26
⑨ 上下水道	<input type="checkbox"/>	上水道を利用していた方	使用者の変更・終了	奈良県広域水道企業団 五條事務所 (旧水道局)	P.27
	<input type="checkbox"/>	井戸水を公共下水に排出していた方	汚水排出量認定申請書	下水道課	P.27
	<input type="checkbox"/>	農業集落排水施設を利用していた方	処理施設使用者の変更	農林政策課 農政係	P.27

区分	☑	該当事項	主な手続	問い合わせ先	詳細ページ
⑩ その他	<input type="checkbox"/>	市営墓地を利用していた方	墓地使用权の承継	環境政策課 生活対策係	P.28
	<input type="checkbox"/>	犬を飼われていた方	登録事項の変更		P.28
	<input type="checkbox"/>	し尿くみ取り式のトイレを使用していた方	担当業者にご連絡ください。 ※担当業者が不明の場合は、環境政策課にお問い合わせください。		—
	<input type="checkbox"/>	農地を所有していた方	農地の相続手続	農業委員会事務局	P.28
	<input type="checkbox"/>	森林を所有していた方	森林の相続手続	農林政策課 森林係	P.28
	<input type="checkbox"/>	道路、河川または法定外公共物を占有していた方	占用許可の変更・廃止手続	土木管理課 明示係	P.29
	<input type="checkbox"/>	広報五條の戸別配付を依頼していた方（新聞折込を除く）	配付の停止・変更	秘書広報課	P.29
	<input type="checkbox"/>	家財の整理をしたい方	エコ・リレーセンターごじょうへのごみの搬入	環境政策課 エコ・リレーセンター ごじょう	P.29
	<input type="checkbox"/>	軍人恩給・傷病者遺族特別年金を受給していた方	振込口座の変更	総務省恩給相談室 TEL：03-5273-1400	—
	<input type="checkbox"/>	戦没者等の妻、父母、遺族に対する特別弔慰金を受給していた方	国債の記名変更手続 国債の記名者が亡くなられた場合 ※右記へお問合せください。	指定償還金支払場所 ※申請時に希望された郵便局 ※国債に記載された郵便局	—

死亡に伴う各種手続について

おくやみ手続に共通する事項等について

本人確認書類

本人確認書類が必要な手続の場合、以下の本人確認書類「A」を1点、または「B」を2点お持ちください。

A：1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

マイナンバーカード、運転免許証、運転履歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など

B：2点で本人確認できる書類（顔写真のない証明書）

健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証、資格確認書、医療受給者証、各種年金手帳、年金証書、基礎年金番号通知書、学生証 など

※有効期限があるものは、有効期限内に限ります。

戸籍謄本（全部事項証明書）等について

各種手続には、亡くなられたことが記載された戸籍謄本（全部事項証明書）や戸籍抄本（個人事項証明書）などが必要になる場合があります。

本籍が五條市の方は、死亡届の提出後10日から2週間程度でご請求いただけます。本籍地以外へ届出された場合は、より日数がかかる場合があります。

なお、戸籍謄本等の取得については、令和6年3月1日から本籍地でなくても全国の市区町村で請求できるようになりました（広域交付）。ただし、請求できる方は亡くなった方の同戸籍者（配偶者など）、直系親族に限られるなど条件があります（委任不可）。また、戸籍抄本など請求できない証明書もありますので、詳細は市のホームページをご覧ください。

戸籍謄本や住民票などの証明書を請求される場合は、請求者の本人確認の書類が必要です。代理での申請には委任状などが必要となる場合があります。遠方にお住まいなどの理由により窓口にお越しになれない場合は、郵便で請求することもできます（P.31～33参照）。

その他ご不明な点については、市民課までご相談ください。



◀ 本籍地以外で戸籍謄本等を取得することについて
（五條市ホームページ）

① 住民登録に関する手続

世帯主の変更が必要な方

手続・必要なもの	期 限
亡くなられた方が世帯主だった場合、死亡届の提出をもって世帯構成員上位の方を新たな世帯主として登録しますので手続は必要ありません。15歳以上の方が2人以上いる場合で、特に世帯主を指定したい場合は「住民異動届」を提出してください。 ▼必要なもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類	なし
	手続可能な人
	同一世帯員など
	問い合わせ先
	市民課 戸籍住民係 (または各支所窓口)

印鑑登録をされていた方

手続・必要なもの	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。同時に、印鑑登録証(カード)は無効となりますので、返却または破棄してください。 ▼必要なもの <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の印鑑登録証(カード)	なし
	手続可能な人
	どなたでも可
	問い合わせ先
	市民課 戸籍住民係 (または各支所窓口)

マイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちだった方

手続・必要なもの	期 限
亡くなられた日をもってカードは廃止となりますので、ご返却ください。 ※ただし、亡くなられた方のマイナンバーは、カード返却後は確認できなくなります。手続によってはマイナンバーが必要となる場合があるため、全ての手続が完了してからご返却いただくか、返却前にマイナンバーを控えておくことをお勧めします。 ▼必要なもの <input type="checkbox"/> 亡くなられた方のマイナンバーカードまたは住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 申請者の本人確認書類	なし
	手続可能な人
	どなたでも可
	問い合わせ先
	市民課 戸籍住民係 (または各支所窓口)

② 税金に関する手続

土地・家屋を所有されていた方

手続・必要なもの	期 限
相続人代表者指定届が必要です。	すみやかに
▼必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> 相続人代表者となる方の本人確認書類	法定相続人等
<input type="checkbox"/> 同一世帯以外の相続人の方がお越しいただく場合、相続関係が確認できる書類（戸籍謄本等）	問い合わせ先
	税務課 固定資産税係 （または各支所窓口）

土地・家屋の共有代表者をされていた方

手続・必要なもの	期 限
土地・家屋の共有代表者だった場合は変更が必要です。	すみやかに
▼必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> 新たに代表者となる方の本人確認書類	ご親族等
	問い合わせ先
	税務課 固定資産税係 （または各支所窓口）

未登記家屋を所有されていた方

手続・必要なもの	期 限
登記をされていない家屋（未登記家屋）について所有者の変更を希望される方は、名義人の変更申請が必要です。	すみやかに
▼必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> 変更する名義人の本人確認書類	ご親族等
	問い合わせ先
	税務課 固定資産税係 （または各支所窓口）

納税していた方

手続・必要なもの	期 限
今後の納税に関する手続・納付（口座振替の変更または廃止など）	すみやかに
▼必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の納税通知書や領収書	法定相続人等
<input type="checkbox"/> 同一世帯以外の相続人の方がお越しいただく場合、相続関係が確認できる書類（戸籍謄本等）	問い合わせ先
【口座振替の手続をされる方】	収納課
・新たに申込される方の預貯金通帳、通帳届出印	（または各支所窓口）

市・県民税が課税されていた方

手続・必要なもの	期 限
相続人代表者指名届の提出など	すみやかに
▼必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> 相続人代表となる方の本人確認書類（運転免許証等）	法定相続人等
	問い合わせ先
	税務課 市民税係
	（または各支所窓口）

原動機付自転車（125cc 以下）・小型特殊自動車（五條市ナンバー）を所有していた方

※上記以外の車両は市役所以外での手続になります。

手続・必要なもの	期 限
名義変更または廃車の手続が必要です。	すみやかに
▼必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> 相続人代表者となる方の本人確認書類	ご親族等
<input type="checkbox"/> 新名義人となる方の本人確認書類	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続する方の本人確認書類（運転免許証等）	税務課 市民税係
<input type="checkbox"/> 相続人でない方が手続する場合は相続人となる方からの委任状	（または各支所窓口）
<input type="checkbox"/> ナンバープレート（廃車の場合や名義変更時に五條市ナンバーを変更したとき）	

③ 年金に関する手続

年金の各種手続は、亡くなられた方やご遺族の状況により、支給の可否や請求できる方が異なります。事前に保険年金課年金係または年金事務所にお問い合わせください。

国民年金を受給していた方

手続・必要なもの	期 限
未支給年金の請求、受給権者死亡届	すみやかに (時効5年)
▼必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の年金証書	ご親族等
<input type="checkbox"/> 請求する方の金融機関の通帳	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 請求する方のマイナンバーがわかるもの	保険年金課 年金係
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本等(亡くなられた方と請求者の関係がわかるもの)	(または各支所窓口)
<input type="checkbox"/> 請求する方の本人確認書類	日本年金機構 大和高田年金事務所 TEL：0745-22-3531
※上記以外の書類等が必要となる場合があります。詳しくは担当課にご相談ください。	
※請求者は、生計同一である3親等内の親族に限り、受け取りの順は下記のとおりです。	
(1) 配偶者 (2) 子 (3) 父母 (4) 孫 (5) 祖父母 (6) 兄弟姉妹 (7) その他3親等内の親族	

国民年金に加入していた方

・遺族基礎年金の請求

手続・必要なもの	期 限
国民年金加入中の方が亡くなられたとき、その方によって生計維持されていた子のある配偶者または、子※が受け取ることができます。	すみやかに (時効5年)
※子とは…以下の者に限る	手続可能な人
①18歳到達年度の末日を経過していない子	ご親族等
②20歳未満で障害年金1級または2級に該当する病状の子	問い合わせ先
▼必要なもの	保険年金課 年金係
<input type="checkbox"/> 死亡診断書の写し	(または各支所窓口)
<input type="checkbox"/> 年金手帳または基礎年金番号通知書(亡くなられた方のもの)	日本年金機構 大和高田年金事務所 TEL：0745-22-3531
<input type="checkbox"/> 請求する方の金融機関の通帳(配偶者と子)	
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本等(亡くなられた方と請求する方の関係がわかるもの)	
<input type="checkbox"/> 請求する方の本人確認書類	
<input type="checkbox"/> 請求する方のマイナンバーがわかるもの	
※上記以外の書類等が必要となる場合があります。詳しくは担当課にご相談ください。	

・死亡一時金の請求

手続・必要なもの	期 限
<p>国民年金の保険料を3年以上納めた方が、他の年金を受け取ることなく亡くなられたとき、その方と生計を同じくしていた遺族が受け取ることができます。</p> <p>▼必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 年金手帳または基礎年金番号通知書（亡くなられた方のもの） <input type="checkbox"/> 請求する方の金融機関の通帳 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本等（亡くなられた方と請求する方の関係がわかるもの） <input type="checkbox"/> 請求する方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 請求する方のマイナンバーがわかるもの <p>※上記以外の書類が必要となる場合があります。詳しくは担当課にご相談ください。</p>	<p>すみやかに （時効2年）</p> <p>手続可能な人</p> <p>ご親族等</p> <p>問い合わせ先</p> <p>保険年金課 年金係 （または各支所窓口）</p> <p>日本年金機構 大和高田年金事務所 TEL：0745-22-3531</p>

・寡婦年金の請求

手続・必要なもの	期 限
<p>国民年金の保険料を納めていた期間が10年以上ある夫が、老齢基礎年金、障害基礎年金を受け取ることなく亡くなられたとき、10年以上婚姻関係にあり、生計維持されていた妻が60歳から65歳までの間、受け取ることができます。</p> <p>▼必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 年金手帳または基礎年金番号通知書（亡くなられた方のもの） <input type="checkbox"/> 請求する方の金融機関の通帳 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本等（亡くなられた方と請求する方の関係がわかるもの） <input type="checkbox"/> 請求する方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 請求する方のマイナンバーがわかるもの <p>※上記以外の書類が必要となる場合があります。詳しくは担当課にご相談ください。</p>	<p>すみやかに （時効5年）</p> <p>妻が65歳を過ぎると 請求できません</p> <p>手続可能な人</p> <p>ご親族等</p> <p>問い合わせ先</p> <p>保険年金課 年金係 （または各支所窓口）</p> <p>日本年金機構 大和高田年金事務所 TEL：0745-22-3531</p>

厚生年金に加入または受給していた方

手続・必要なもの	期 限
遺族厚生年金の請求、未支給年金の請求 ▼必要なもの <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の年金証書または年金手帳、基礎年金番号通知書 <input type="checkbox"/> 死亡診断書の写し <input type="checkbox"/> 請求する方の金融機関の通帳 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本等（亡くなられた方と請求者の関係がわかるもの） <input type="checkbox"/> 請求する方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 請求する方のマイナンバーがわかるもの ※年金事務所での手続は事前予約制となっております。必ず事前にお問い合わせください。	すみやかに
	手続可能な人
	ご親族等
	問い合わせ先
	日本年金機構 大和高田年金事務所 TEL：0745-22-3531 保険年金課 年金係

厚生年金または共済年金に加入していた配偶者の死亡により扶養から外れた方

手続・必要なもの	期 限
※20歳以上 60歳未満の方は、全員が国民年金に加入しなければなりません。 ▼必要なもの <input type="checkbox"/> 申請する方のマイナンバーまたは基礎年金番号がわかるもの	すみやかに
	手続可能な人
	ご親族等
	問い合わせ先
	保険年金課 年金係 日本年金機構 大和高田年金事務所 TEL：0745-22-3531

共済年金に加入または受給していた方

手続・必要なもの	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続や提出書類が異なります。亡くなられた方のマイナンバーまたは基礎年金番号が分かるものを準備の上、加入していた共済組合へお問い合わせください。	すみやかに
	手続可能な人
	ご遺族の方
	問い合わせ先
	各共済組合

農業者年金に加入または受給していた方

手続・必要なもの	期 限
被保険者の死亡届と合わせて未支給分の年金などがある場合にお受け取りいただくことができます。 ▼必要なもの <input type="checkbox"/> 亡くなられた日が記載されている戸籍謄本または住民票の写し <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の年金証書 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と未支給年金請求者との続柄を確認できる戸籍謄本等の写し <input type="checkbox"/> 請求者となる方の預貯金通帳 <input type="checkbox"/> 請求者となる方の印鑑（認印） ※上記以外に他の書類等も必要な場合があります。右記窓口でご相談ください。	すみやかに
	手続可能な人
	ご親族等 ※手続可能なご親族には優先順位があります。 1 配偶者 2 子 3 父母 4 孫 5 祖父母 6 兄弟姉妹
	問い合わせ先
	最寄りの農協各支店

市議会議員共済会の退職年金または遺族年金を受給していた方

手続・必要なもの	期 限
遺族年金請求または受給権消滅届、未支給年金請求 ▼必要なもの <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の年金証書 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡年月日が記載されている戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 請求者となる方の現在の戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 請求者となる方の預貯金口座の情報 ※上記以外の書類が必要な場合があります。詳しくは議会事務局へお問い合わせください。また、元五條市議会議員でない場合は、所属していた議会事務局へお問い合わせください。	すみやかに
	手続可能な人
	ご親族等
	問い合わせ先
	五條市議会事務局 ※平成 17 年合併前の西吉野村・大塔村の議員であった方も含みます。

平成 23 年 5 月までの議員在職期間が合計 12 年以上で、市議会議員共済の年金を受給していない方

手続・必要なもの	期 限
遺族年金請求 ▼必要なもの <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡年月日が記載されている戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 請求者となる方の現在の戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 請求者となる方の預貯金口座の情報 ※上記以外の書類が必要な場合があります。詳しくは議会事務局へお問い合わせください。また、元五條市議会議員でない場合は、所属していた議会事務局へお問い合わせください。	すみやかに
	手続可能な人
	ご親族等
	問い合わせ先
	五條市議会事務局 ※平成 17 年合併前の西吉野村・大塔村の議員であった方も含みます。

⑤ 子どもに関する手続

児童手当の受給者または対象児童の方

手続・必要なもの	期 限
死亡届兼未支払手当請求、新規認定請求、資格喪失届または減額改定 ※個別の状況に応じてご案内します。	すみやかに
	手続可能な人
	ご親族等
	問い合わせ先
▼必要なもの（受給者の方が亡くなられた場合） <input type="checkbox"/> 対象児童の通帳またはキャッシュカード（未払支給） <input type="checkbox"/> 新受給者のマイナンバーがわかるもの（新規認定） <input type="checkbox"/> 対象児童のマイナンバーがわかるもの（新規認定） <input type="checkbox"/> 新受給者の通帳またはキャッシュカード（新規認定）	児童福祉課 （または各支所窓口）

児童扶養手当、特別児童扶養手当の受給者または対象児童の方

手続・必要なもの	期 限
未支払手当請求、新規認定請求、資格喪失届または減額改定 ※個別の状況に応じてご案内します。	すみやかに
	手続可能な人
	ご親族等
	問い合わせ先
▼必要なもの（受給者の方が亡くなられた場合） <input type="checkbox"/> 資格喪失の場合は児童扶養手当証書 ※特別児童扶養手当は不要です。 <input type="checkbox"/> 対象児童の通帳またはキャッシュカード（未払支給） <input type="checkbox"/> 新受給者のマイナンバーがわかるもの（新規認定） <input type="checkbox"/> 対象児童のマイナンバーがわかるもの（新規認定） <input type="checkbox"/> 同居親族のマイナンバーがわかるもの（新規認定） <input type="checkbox"/> 新受給者の通帳またはキャッシュカード（新規認定） <input type="checkbox"/> 新受給者及び対象児童の戸籍謄本または抄本（新規認定）	児童福祉課 （または各支所窓口）

子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成の対象の子どもまたは保護者の方

手続・必要なもの	期 限
受給資格証の返還、世帯員の変更、振込口座の変更 ・個別の状況に応じてご案内します。	すみやかに
	手続可能な人
	ご親族等
	問い合わせ先
▼必要なもの <input type="checkbox"/> 子ども医療費受給資格証、ひとり親家庭等医療費受給資格証	保険年金課 福祉医療係

認定こども園・保育所の保護者の方

手続・必要なもの	期 限
支給認定変更申請 ・個別の状況に応じてご案内します。	すみやかに
	手続可能な人
	保護者
	問い合わせ先
	子ども未来課

学童保育所の保護者の方

手続・必要なもの	期 限
保護者の変更、引き落とし口座の変更 ・個別の状況に応じてご案内します。	すみやかに
	手続可能な人
	保護者
	問い合わせ先
	子ども未来課

五條市立小・中学校の児童・生徒の保護者の方

手続・必要なもの	期 限
保護者変更届等	すみやかに
	手続可能な人
	保護者
	問い合わせ先
	学校教育課 学校教育係

就学援助を受けられている児童・生徒の保護者の方

手続・必要なもの	期 限
通学されていた学校を通じて、教育委員会でお手続きをしてください。	すみやかに
	手続可能な人
	保護者
	問い合わせ先
	学校教育課 学校教育係

⑥ 介護保険・高齢者サービスに関する手続

65歳以上の方または介護認定を受けていた方

手続・必要なもの	期 限
相続人代表届出、介護認定申請取下げ届出（該当者）	すみやかに 手続可能な人
▼必要なもの □ 相続人代表となる方の通帳	ご親族の方 問い合わせ先 介護福祉課 介護保険係 （または各支所窓口）

緊急通報装置の貸与があった方

手続・必要なもの	期 限
緊急通報装置の撤去及び返還の手続が必要です。	すみやかに 手続可能な人
※利用料が発生してしまう場合がありますので、お早めにお問合せください。	ご親族の方 問い合わせ先 介護福祉課 長寿係

紙おむつ給付・食の自立支援（配食サービス）・見守りあんしんシールを利用されていた方

手続・必要なもの	期 限
利用廃止の手続が必要です。	すみやかに 手続可能な人
	ご親族の方 問い合わせ先 介護福祉課 長寿係

ふれあい収集を利用されていた方

手続・必要なもの	期 限
利用廃止の手続が必要です。	すみやかに 手続可能な人
※障害者手帳をお持ちの方は、社会福祉課にて手続が必要です。	ご親族の方 問い合わせ先 介護福祉課 長寿係

⑦ 社会福祉に関する手続

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちだった方

手続・必要なもの	期 限
手帳の返還	すみやかに
▼必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の手帳	ご親族等
	問い合わせ先
	社会福祉課 福祉係 (または各支所窓口)

自立支援医療受給者証（精神通院）、更生医療受給者証、育成医療受給者証をお持ちだった方

手続・必要なもの	期 限
受給者証の返還	すみやかに
▼必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の受給者証	ご親族等
	問い合わせ先
	社会福祉課 福祉係 (または各支所窓口)

特別障害者手当、障害児福祉手当を受給していた方

手続・必要なもの	期 限
資格喪失届及び相続人代表者届	14日以内
▼必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> 相続される方の印鑑（認印）	ご親族等
<input type="checkbox"/> 相続される方の振込先口座がわかるもの	問い合わせ先
	社会福祉課 福祉係 (または各支所窓口)

障害福祉サービスなどの受給者証をお持ちだった方

手続・必要なもの	期 限
受給者証の返還	すみやかに
▼必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の受給者証 (障害福祉サービス、地域生活支援、障害児通所支援)	ご親族等
	問い合わせ先
	社会福祉課 福祉係 (または各支所窓口)

五條市福祉タクシー利用券をお持ちだった方

手続・必要なもの	期 限
資格喪失届	すみやかに
▼必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> 五條市福祉タクシー利用券	ご親族等
	問い合わせ先
	社会福祉課 福祉係 (または各支所窓口)

精神障害者医療費助成を受給していた方

手続・必要なもの	期 限
受給資格証の返還、振込口座の変更	すみやかに
▼必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の精神障害者医療費受給資格証 ※後期高齢者医療保険にご加入の方は、受給資格証はありません。	ご親族等
<input type="checkbox"/> 手続する方の振込口座がわかるもの	問い合わせ先
	社会福祉課 福祉係

心身障害者医療費助成を受給していた方

手続・必要なもの	期 限
受給資格証の返還、振込口座の変更	すみやかに
▼必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の心身障害者医療費受給資格証	ご親族等
<input type="checkbox"/> 相続される方の振込口座がわかるもの	問い合わせ先
	保険年金課 福祉医療係

重度心身障害老人等医療費助成を受給していた方

手続・必要なもの	期 限
振込口座の変更	すみやかに
▼必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> 相続される方の振込口座がわかるもの	ご親族等
	問い合わせ先
	保険年金課 福祉医療係

⑧ 市営住宅に関する手続

市営住宅を利用していた方

- ・ 契約者本人が亡くなり、引き続き同居親族が市営住宅に入居される場合

手続・必要なもの	期 限
承継承認手続が必要です。 ※詳細は担当課にお問合せください。	死亡した日から14日以内
	手続可能な人
	同居の親族
	問い合わせ先
	建築住宅課 住宅係

- ・ 契約者本人が亡くなり、市営住宅を退去される場合

手続・必要なもの	期 限
明渡手続が必要です。 ※詳細は担当課にお問合せください。	すみやかに
	手続可能な人
	同居の親族
	問い合わせ先
	建築住宅課 住宅係

- ・ 市営住宅に入居していた同居親族が亡くなった場合

手続・必要なもの	期 限
同居者異動手続が必要です。 ※詳細は担当課にお問合せください。	死亡した日から14日以内
	手続可能な人
	同居の親族
	問い合わせ先
	建築住宅課 住宅係

⑨ 上下水道に関する手続

上水道を利用していた方

手続・必要なもの	期 限
使用者変更、使用終了 ▼必要なもの <input type="checkbox"/> 閉栓届（閉栓立会時受取または、立会不可の場合郵送受取） <input type="checkbox"/> 認印（閉栓届に使用） <input type="checkbox"/> 納付書（精算用）※1 ※1 立会時に支払わなかった場合、閉栓後に水道企業団から郵送されます。要支払。 ※2 期限はありませんが、閉栓届が提出されない場合は基本料金が発生し続けます。	なし（※2） 手続可能な人 ご親族 問い合わせ先 奈良県広域水道企業団 五條事務所（旧水道局）

井戸水を公共下水道に排出していた方

手続・必要なもの	期 限
井戸水の使用人数変更手続 ▼必要なもの <input type="checkbox"/> 汚水排出量認定申請書	期限なし 手続可能な人 ご親族等 問い合わせ先 下水道課

農業集落排水施設を利用していた方

手続・必要なもの	期 限
使用者の変更手続 ▼必要なこと <input type="checkbox"/> 処理施設使用者の変更連絡	すみやかに 手続可能な人 ご親族等 問い合わせ先・連絡先 農林政策課 農政係

⑩ その他の手続

市営墓地を利用していた方

手続・必要なもの	期 限
墓地使用权の承継	すみやかに
▼必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> 五條市墓地承継使用許可申請書	承継者
<input type="checkbox"/> 使用許可証	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 承継者の住民票の写し	環境政策課 生活対策係
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方と承継者の続柄を明らかにする戸籍など	

犬を飼われていた方

手続・必要なもの	期 限
登録事項の変更	すみやかに
所有者の変更手続が必要です。	手続可能な人
▼必要なもの	相続人
<input type="checkbox"/> 犬の登録事項変更届（付録P.38に様式あり）	問い合わせ先
	環境政策課 生活対策係

農地を所有していた方

手続・必要なもの	期 限
農地の相続	農地を相続したことを知ってから10か月以内
▼必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> 農地法第3条の3の規定による届出書	相続人
	問い合わせ先
	農業委員会事務局

森林を所有していた方

手続・必要なもの	期 限
森林の相続	90日以内
▼必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> 森林の土地所有者届出書	相続人
<input type="checkbox"/> 森林の土地の位置を示す図面	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 土地の権利を取得したことがわかる書類の写し	森林政策課 森林係

道路、河川または法定外公共物の占用をしていた方

手続・必要なもの	期 限
占用許可の変更または廃止手続 名義の変更をする場合は、占用変更の手続をしてください。 占用許可を廃止する場合は、占用廃止の手続をしてください。 ※詳細は事前にお問い合わせください。 ▼必要なもの <input type="checkbox"/> 道路・河川・法定外公共物の占用許可申請書 <input type="checkbox"/> 占用許可書の写し <input type="checkbox"/> 位置図・計画図面 等	できるだけ速やかに
	手続可能な人
	どなたでも可
	問い合わせ先
	土木管理課 明示係

広報五條の戸別配付を依頼していた方（新聞折込を除く）

手続・必要なもの	期 限
配付の停止・変更 ▼必要なもの <input type="checkbox"/> 送り先（住所、氏名）の連絡 ※市民課の窓口でも停止・変更の手続ができます。	すみやかに
	手続可能な人
	どなたでも可
	問い合わせ先
	秘書広報課

家財の整理をしたい方

手続・必要なもの	期 限
一度に大量のごみが出る場合は、袋に入のごみは分別して市の指定袋に入れてエコ・リレーセンターごじょうに直接持ち込んでください。 粗大ごみを持ち込む場合は事前にご連絡いただきますようお願いいたします。 200kg未満の場合・・・10kgあたり120円 200kg以上の場合・・・10kgあたり150円 ご自身で運搬できない大きいごみにつきましては、エコ・リレーセンターごじょうが直接回収に伺います。その際以下の注意点があります。 ・事前にご予約ください。予約から2～3週間ほどお待ちいただくことがあります。 ・収集は火曜日です。収集する前日の月曜日にお電話にてお知らせします。 ・1点あたり500円の手数料が必要です。 →手数料は、回収の際に直接お支払いいただくか、1枚500円のシールを購入のうえ貼付していただくかになります。 →シールは、エコ・リレーセンターごじょうまたは市役所2階の環境政策課にて購入いただけます。 ・家の中に入っの収集はせず、玄関前等に出していただく必要があります。	なし
	手続可能な人
	どなたでも可
	問い合わせ先
	環境政策課 エコ・リレーセンターごじょう

付 録

お手続きに必要な様式などを掲載しています。
必要なページをコピーするかホッチキス止めを外して
ご利用ください。

郵便での戸籍証明書等の取り寄せ方法について

戸籍謄・抄本などを郵送で取り寄せるための手順や必要な書類、申請書の様式です。五條市の担当窓口は市民課です。

委任状

住民票の写しや戸籍謄本・抄本などを他者に代理で申請していただく際に必要となる書類です。手続きによっては不要な場合もありますので、必要かどうか迷われる際は、各担当課にお問い合わせください。

※P.34 のものは、参考様式です。委任する内容について必要事項が記載されていれば、様式は問いません。

誓約書

直系親族以外の方が戸籍の謄・抄本等を請求する際や本人及び同一世帯員以外の方が住民票を請求する際に、必要となる書類です。

必要かどうか迷われる際は市民課にお問い合わせください。

犬の登録事項変更届

犬を飼われている方で、所有者を変更する際に必要な届書です。

相続人確認表（3親等内の親族）

法定相続人について、簡単な説明と家系図を掲載しています。

『郵便での戸籍証明書等の取り寄せ方法について』

令和6年3月1日から戸籍謄本（全部事項証明書）などは本籍地だけでなく全国の市区町村の窓口で発行できるようになりましたが、戸籍抄本（個人事項証明書）、除籍抄本、戸籍の附票などは本籍地でしか発行することができません。遠方にお住いなどの理由により、窓口にお越しになれない場合は、郵便で証明書を取り寄せることができます。

《準備していただくもの》

①「郵便による戸籍証明書等交付申請書」 ※次ページに様式があります。

必要事項をご記入ください。申請内容についてお問い合わせをする場合がありますので、日中連絡がとれる電話番号を必ずお書きください。

②本人確認書類

申請者のご本人確認のため、本人確認書類のコピーを同封してください。

本人確認書類については、P.12を参照に1点あるいは2点ご用意ください。

③手数料

郵便局で定額小為替または普通小為替（発行日から6ヶ月以内のもの）を購入してください。現金の場合は、現金書留をご利用ください。手数料は、おつりの出ないようにご用意ください。

※定額小為替や普通小為替には何も記載しないでください。

※手数料は市区町村によって異なりますので、請求先の市区町村にご確認のうえ請求してください。

④返信用封筒

返送先の住所（申請者の住所登録地に限り）、氏名を記載し、切手を貼った封筒を同封してください。切手は証明書の通数によって110円（定形郵便の場合）以上必要になることがあるので、発行通数が多くなると見込まれる場合は、切手を多めに同封してください。

料金が不足する場合は、郵便局から追加料金の請求がありますので、あらかじめご了承ください。

お急ぎの場合は、速達料金を追加し、封筒にも「速達」と記載してください。

⑤続柄が確認できる書類

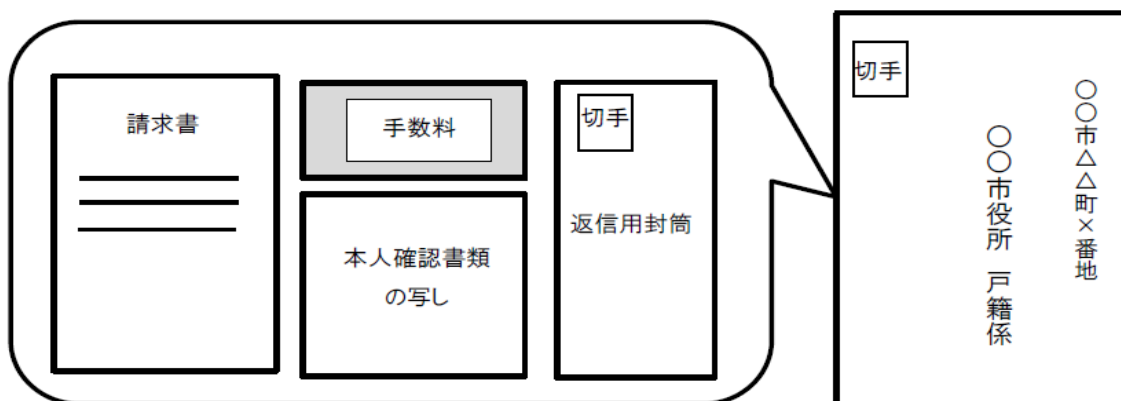
申請者の本籍が五條市になく、親族等の戸籍を請求する場合は、対象者との関係が分かる戸籍謄本等のコピーを同封してください。（関係が分かるページのみで可）

《第三者請求の場合は①～⑤に加え、以下の⑥、⑦も同封してください》

⑥疎明資料

請求者と相手方との関係が分かり、請求が正当であることを確認できる書類

⑦誓約書 ※P.36に様式があります。



郵便による戸籍証明書交付申請書

_____市区町村 長

_____年 _____月 _____日

下記のものを送付していただくよう申請します。

記

戸籍	謄本（全部事項証明書）	1通 450円	通
	抄本（個人事項証明書）		通
<input type="checkbox"/> 除籍 <input type="checkbox"/> 改製原戸籍	※必要なものにチェックを入れてください。 謄本（全部事項証明書）	1通 750円	通
	抄本（個人事項証明書）		通
戸籍の附票の写し ※必要な住所の指定がありましたら下記にご記入ください。 (住所 _____) 下記の項目については記載を省略しています。 必要な場合はチェックを入れてください。 <input type="checkbox"/> 戸籍の表示（本籍・筆頭者） <input type="checkbox"/> 在外選挙人名簿登録市町村名		全部 一部 1通 300円	通
身分証明書	**原則本人が申請ください**		通
独身証明書		通	
その他 (_____)			通

※手数料は市区町村によって異なる場合があります。申請先の市区町村へお問い合わせください。

1. どなたの証明が必要ですか？

〈1〉本籍（番地まで正しく記入してください）

〈2〉筆頭者の氏名（戸籍のはじめに記載されている方・亡くなっていても変わりません）

〈3〉証明が必要な方の氏名（抄本・一部が必要な場合は、詳しく記入してください。）

(生年月日) _____
明治・大正・昭和
平成・令和・西暦 _____年 _____月 _____日

2. 申請理由（申請理由を証明するものの提示を求めます）

〈1〉提出先

〈2〉使用目的（具体的にご記入ください）

〈3〉戸籍届出の状況（最近1ヶ月以内に届出をした場合は記入してください）

_____年 _____月 _____日 _____市・区・町・村へ届出 [出生・死亡・結婚・離婚・その他(_____)]

〈4〉死亡による相続の場合（必要な証明を次から選択してください）

- 出生から死亡まで その他（具体的に： _____）
- 死亡記載のみ

3. 申請者（送付先は原則申請者本人の住民登録地です。）

あなたの住所 (住民登録地)	〒 _____
あなたの氏名	フリガナ _____ 生年月日 _____年 _____月 _____日
証明が必要な方との続柄 (例) 本人・夫・妻・子・父母など	日中連絡のつく連絡先 _____

※請求先の市区町村で、必要な方との続柄が確認できない場合、その続柄を証明する戸籍の提示を求めます。

※この請求書のほかに、本人確認書類（運転免許書等のコピー）、手数料として定額小為替（金額が判明している方はお釣りのないようにご協力をお願いします）、返信用封筒（申請者の住所及び氏名を記入し、切手を貼ったもの）をご用意ください。

※手続きの方法は別紙『郵便での戸籍証明書等の取り寄せ方法について』をお読みください。

記入例

郵便による戸籍証明書交付申請書

五條

市区町村 長

7年 4月 1日

下記のものを送付していただくよう申請します。

記

Table with columns for document type (戸籍, 除籍, 改製原戸籍, etc.), quantity (1通), and fee (450円, 750円, 300円, etc.).

※戸籍は原則直系親族しか取得できません。

※手数料は市区町村によって異なります。申請先の市区町村へお問い合わせください。

1. どなたの証明が必要ですか？

〈1〉本籍（番地まで正しく記入してください）

五條市本町1丁目1番地

〈2〉筆頭者の氏名（戸籍のはじめに記載されている方・亡くなっていても変わりません）

五條 一郎太

〈3〉証明が必要な方の氏名（抄本・一部が必要な場合は、詳しく記入してください。）

五條 一郎太

(生年月日)

昭和 15年 12月 1日

15年

12月

1日

2. 申請理由（申請理由を証明するものの提示を求めるときがあります）

〈1〉提出先 法務局

〈2〉使用目的（具体的にご記入ください） 土地の相続登記を行うため

〈3〉戸籍届出の状況（最近1ヶ月以内に届出をした場合は記入してください）

年 月 日 市・区・町・村へ届出 (出生・死亡・結婚・離婚・その他())

〈4〉死亡による相続の場合（必要な証明を次から選択してください）

出生から死亡まで

□その他（具体的に：）

□死亡記載のみ

3. 申請者（送付先は原則申請者本人の住民登録地です。）

Form for applicant information including address (五條市本町1丁目1番地), name (五條 一郎太), birth date (昭和15年12月1日), and contact info (長女, 090-000-000).

※請求先の市区町村で、必要な方との続柄が確認できない場合、その続柄を証明する戸籍の提示を求めるときがあります。

※この請求書のほかに、本人確認書類（運転免許書等のコピー）、手数料として定額小為替（金額が判明している方はお釣りのないようにご協力をお願いします）、返信用封筒（申請者の住所及び氏名を記入し、切手を貼ったもの）をご用意ください。

※手続きの方法は別紙『郵便での戸籍証明書等の取り寄せ方法について』をお読みください。

委 任 状

代理人（たのまれた人）

住 所

氏 名

生年月日 大正・昭和・平成・令和・西暦 年 月 日

（ ）の申請
請求 に関する権限を上記の者に委任しました。

令和 年 月 日

委任者（たのんだ人）

住 所

氏 名
（署名または記名押印）

㊞
（印鑑登録関係のみ登録印）

生年月日 大正・昭和・平成・令和・西暦 年 月 日

本 籍（戸籍関係のみ）

五 條 市 長 殿

（但しマイナンバー記載の住民票は、委任者の住所宛に郵送となります）

記入例

委任状

代理人（たのまれた人）

住 所 奈良県五條市岡口1丁目3番1号

氏 名 五條 一郎

生年月日 大正・昭和・平成・令和・西暦 50年 1月 1日

（ 戸籍謄本 ）の申請請求に関する権限を上記の者に委任しました。

令和 7年 4月 1日

委任者（たのんだ人）

住 所 奈良県五條市岡口1丁目3番1号

氏 名 五條 二郎
（署名または記名押印）

印
（印鑑登録関係のみ登録印）

生年月日 大正・昭和・平成・令和・西暦 10年 2月 1日

本 籍（戸籍関係のみ）

五 條 市 長 殿

（但しマイナンバー記載の住民票は、委任者の住所宛に郵送となります）

誓 約 書

申請書に記載した使用目的以外には使用せず、かつ基本的人権の侵害を防止し、個人のプライバシーを保護するため、責任をもって処理することを誓約します。また、本人から請求者に関する情報の開示請求があった場合は、その開示に同意します。

令和 年 月 日

五條市長 殿

住 所

氏 名

生年月日 明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日生

（注意）【住民基本台帳法 47 条第 2 号】

偽りその他不正の手段により住民票の写し、戸籍の附票の写し等の交付を受けた場合は、30 万円以下の罰金に処せられます。

【戸籍法第 133 条】

偽りその他不正手段により謄本、抄本等の交付を受けた場合は、30 万円以下の罰金に処せられます。

記入例

誓約書

申請書に記載した使用目的以外には使用せず、かつ基本的人権の侵害を防止し、個人のプライバシーを保護するため、責任をもって処理することを誓約します。また、本人から請求者に関する情報の開示請求があった場合は、その開示に同意します。

令和 7年 5月 1日

五條市長 殿

住 所 奈良県五條市本町1丁目1番1号

氏 名 五條 太郎

生年月日 明治・大正・昭和・平成・令和 20年 4月 1日生

(注意) 【住民基本台帳法 47条第2号】

偽りその他不正の手段により住民票の写し、戸籍の附票の写し等の交付を受けた場合は、30万円以下の罰金に処せられます。

【戸籍法第133条】

偽りその他不正手段により謄本、抄本等の交付を受けた場合は、30万円以下の罰金に処せられます。

犬の登録事項変更届

年 月 日

五條市長 殿

届出者 住 所 _____

(ふりがな)

氏 名 _____

電話番号 _____

(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第4項又は第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

登録年度及び登録番号	都道 府県	市区 町村	年度 第	号
変更事項	所有者 所有者の氏名		犬の所在地 所有者の住所	
変更内容	旧			
	新			
犬の種類	毛 色		性 別	
			おす・めす	
名 前	犬の生年月日		その他の特徴	
旧				
新				

注1 所有者の変更の場合には、変更内容の欄に住所及び氏名を記入してください。

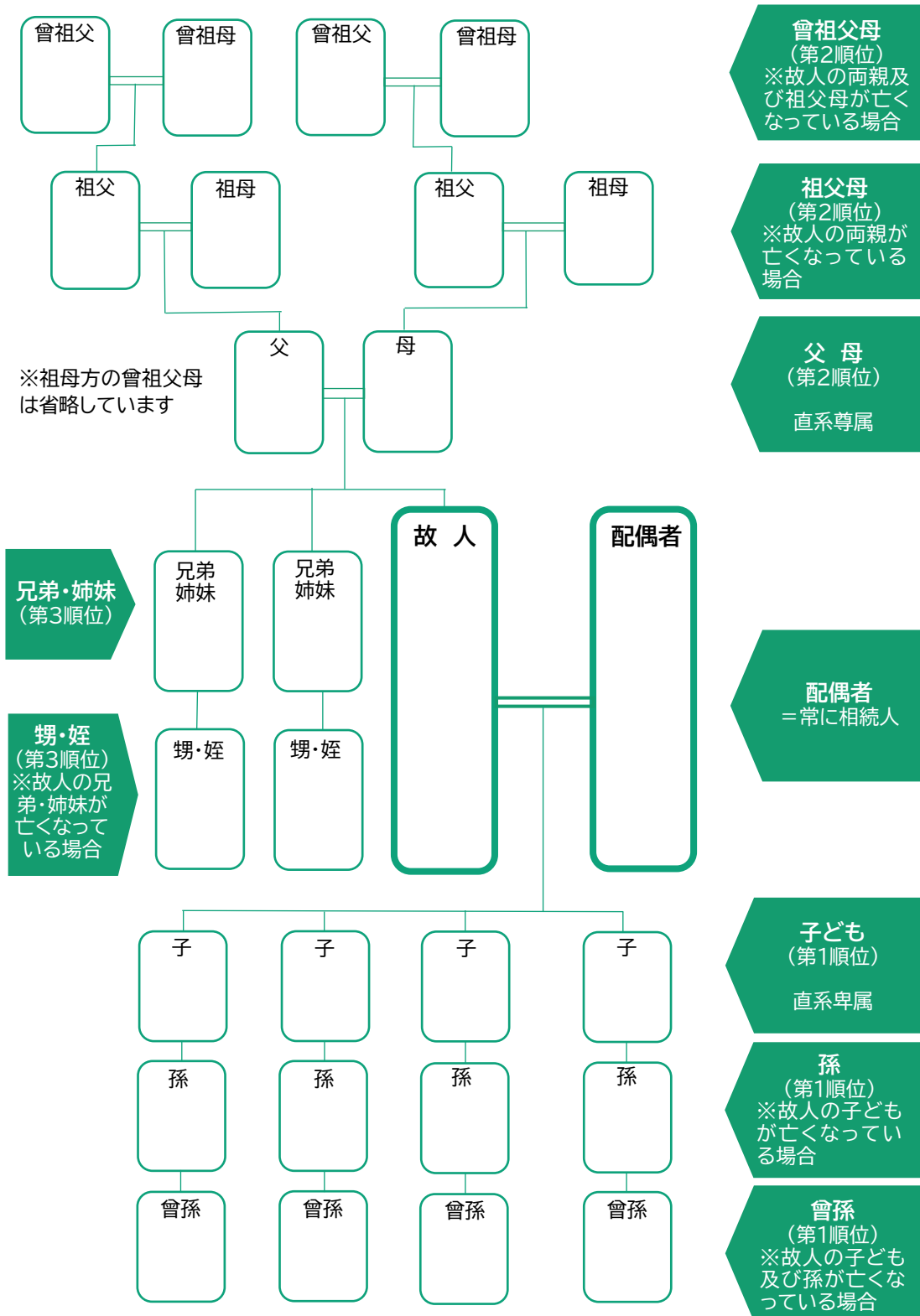
2 五條市以外の鑑札の交付を受けている場合は、その鑑札を添付してください。

※届出者は、以下の欄には記入しないでください。

交換交付した鑑札番号	年度 第 号

相続人確認表（3親等内の親族）

下記の図は3親等内の親族を示しています。民法で定められた相続人(法定相続人)については、亡くなられた方の配偶者が常に相続人となり、配偶者以外の親族は下記の表で示す第1順位から第3順位の順で配偶者と一緒に相続人になります。



【例】父親が亡くなった場合の法定相続人

- ①母親は生存: 母親と自分(兄弟姉妹がいる場合は兄弟姉妹も相続人)
- ②母親すでに他界: 子どもである自分(兄弟姉妹がいる場合は兄弟姉妹も相続人)

発 行 五條市役所
編集/作成 市民課
発 行 年 令和7年4月

